

**ストップ!**  
すぐに契約しないで!

点検をきっかけに契約を迫る

**トラブル事例 2 住宅の点検商法**

トラブル防止のポイント

- 事業者から契約を急がされても、その場すぐには契約せず、複数の事業者から見積もりを取って比較検討しましょう。

**情報商材を利用したサイドビジネスや副業サイトのもうけ話にだまされる**

情報商材を利用したサイドビジネスや副業サイトのもうけ話にだまされる

**トラブル事例 3**

トラブル防止のポイント

- 簡単に大金が得られるような表現がある場合は、まず疑い、だまされないようにしましょう。良い口コミが書き込まれていても、うのみにしないようにしましょう。

**ネット通販の悲劇**

1回だけのお試しのつもりが知らぬ間に定期購入に!

**トラブル事例 4**

トラブル防止のポイント

- インターネット通販はクリーニング・オフができません。利用規約や条件をしっかり読んで、期間や支払う総額、解約・返品可能かなどを確認しましょう。

**少しでもおかしいと思ったら 188にお電話を!**

「契約トラブル」「悪質商法」「多重債務」「製品事故」などの各種相談を受け付けています!

問 生活安全課 消費生活センター ☎21-1755 FAX24-8117

出前講座もやつてるゾウ 情報はココから

**インターネット消費者トラブルは、多様化しています!**

詳しい情報は 消費者庁のサイトへ。

QRコード

**安全・安心な消費生活を送れる社会を目指します!**

市長から一言!

消費生活センターでは悪質商法などの相談や、出前講座などによる啓発を行っています。市民の皆さまの安全・安心な生活を確保するため、これからも消費生活相談や啓発の充実、自立した消費者の育成などに、継続的に取り組んでいきます。

**特集 2 STOP! 消費者トラブル**

# 消費者トラブル見逃さんゾウ!

ボクは消費者トラブルをパトロールして市民を守る「助蔵」。消費者トラブルが起きていないか今日も市内をくまなくチェックだ。

消費生活センターにはさまざまな相談が寄せられます。毎年新たな消費者トラブルが報告され、その内容は年々多様化しています。消費者トラブルを防ぐために、不安を感じたらまず相談しましょう。

**トラブル事例 1 還付金詐欺**

お金が戻ると偽ってお金をだまし取る

トラブル防止のポイント

- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話は詐欺です。そのまま電話を切ってください。
- 還付金に心当たりがある場合でも、すぐATMに行ったりせず、市役所の担当部署に電話をかけて確認してください。
- 市役所や金融機関などの職員が、ATMの操作を電話で指示することは絶対にありません。

特殊詐欺キャラクター「サギ」

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、食生活における一般的な、ないしは特定の社会的・心理的要因による問題を抱えておられる方々に、裁判所が選択された法律事務所を通じて、裁判官(法廷)より285歳判決を下す旨の最終的訴訟結果を述べたものであります。裁判官は、原告側が提出された請求額を認めて訴訟を開始されています。尚、二審審査会議は、原告側の主張が全部的に認められ、執行官立会合の元、和解金、差し押さえ、不動産の内定や押さえを強制的に運営させていたため、原告側は執行官による執行証書の交付を承認していただけませんでした。

裁判所や執行官などのご相談に際しては専門にて受け取っておきますので、職場までお持ち下さい。また、お車でのお越しになりますのでドライブレーナー保護のため、ご本人様のご用意いただきお願い申し上げます。

連絡先: 法務省総務課  
受付時間: 9時~20時  
電話番号: 03-0000-0000

お問い合わせ窓口: 民衆院議員連絡センター  
東京都千代田区霞が関1丁目1番7号  
受付時間: 9時~20時  
電話番号: 03-0000-0000